

平成26年度県産畜産物の放射性物質検査について

平成26年3月27日

畜 産 課

県産畜産物の安全性を確認するため、平成23年度から県産畜産物の放射性物質検査を実施していますが、これまでに基準値を超えた事例はありません。

また、厚生労働省からの通知において、本県の原乳については25年度に、牛肉については26年度よりモニタリング検査の対象から除外されました。

こうしたことを踏まえ、平成26年度の検査については以下の方法で行い、引き続き安全性を確認していきます。

対 象	25年度	26年度改正点
原 乳	4月～6月 毎週1回、2ルートを対象に検査 7月以降 毎月1回、4ルートを対象に検査	毎月1回、4ルートを対象に検査 (前年度7月以降と同様)
牛 肉	県の安全チェック制度による週1回の検査及び生産者のと畜時での検査	県の週1回の検査及び生産者のと畜場での検査

1 原 乳 (基準値 50ベクレル/kg)

(1) 検査頻度 県の検査を毎月1回、4CSを対象に実施

※県内の7カ所のクーラーステーション(以下「CS」という)のうち、搬入量、搬入市町村数が多いCS2カ所は、毎月1回、それ以外のCS5カ所は、概ね2か月に1回程度の検査を行う。

(2) 検査方法 ゲルマニウム半導体検出器

2 牛 肉 (基準値 100ベクレル/kg)

(1) 検査頻度 県のモニタリング検査：毎週1回(10頭を抽出)

生産者の自主検査：毎日(肉用牛は全頭を対象)

(2) 検査方法 簡易検査：NaI(TI)シンチレーションスペクトロメータ

精密検査：ゲルマニウム半導体検出器

※農場における飼育状況確認は全農場の検査が終了したことから、今後は、農家への飼育管理に対する指導を徹底するとともに、県及び食肉センターで実施されている放射性物質の検査で監視を行う。